

別添

鳥取県立倉吉農業高等学校マイクロバス等運転業務及び各種車両・農業機器等
点検・整備等業務委託仕様書

1 業務の名称

鳥取県立倉吉農業高等学校マイクロバス等運転業務及び各種車両・農業機器等点検・整備等業務
(以下「本業務」という。)

2 業務の目的

学校運営が円滑に遂行されるように、自動車整備士が担っている運転業務及び各種車両・各種農業機器等の点検・整備業務等と同等の業務を行うことを目的とする。

3 業務期間

令和6年5月7日から令和7年3月31日まで

4 業務場所

〒682-0941 鳥取県倉吉市大谷166 鳥取県立倉吉農業高等学校

5 業務の概要

(1) 業務内容

- ア マイクロバスなどの公用車での生徒輸送(県内に限る)
 - ・水田実習、演習林実習、各種校外実習、校外イベント、各種競技大会など
- イ 各種車両の点検・整備
 - ・大型特殊7台、小型特殊6台、中型乗用車1台(マイクロバス)、中型貨物2台
 - 普通貨物4台、軽貨物1台の点検・整備及び故障時の修理
 - ・タイヤ交換及びパンク修理など
- ウ 各種農業機器の点検・整備及び簡単な修理
- エ その他農場等整備
 - ・乗用草刈機による除草作業など

(2) 業務を委託する日

毎週月曜日から金曜日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)に規定する鳥取県の休日を除く。以下「勤務予定日」という。)

*勤務予定日214日であり、内訳は別紙令和6年度勤務予定日のとおり。

(3) 業務時間

午前8時20分から午後4時50分まで

(4) 休憩時間

時間割による

- ・通常授業日 午後0時40分から午後1時25分まで
- ・短縮授業日等 正午から午後0時45分まで

6 委託条件

- (1) 受注者は、常に善良な管理者の注意をもって、誠実に本業務を実施すること。
- (2) 業務従事者は、1日につき1名とすること。
- (3) 業務従事予定者全員が大型免許または中型免許(8t限定なし)を有していること。
- (4) 業務従事予定者のうち1名以上が大型特殊自動車免許(農耕車)を有していること。
- (5) 受注者は、毎月25日(その日が日曜日、土曜日又は祝日に当たるときはその直前の平日とする)までに翌月に係る業務従事予定者名簿(別紙様式1)をファクシミリ・メール等で発注者に提出すること。

なお、1回目の業務開始時については、令和6年5月7日(火)までに提出すること。また、提出後に業務従事予定者に変更があった場合は、速やかに発注者に連絡すること。

- (6) 受注者は1日の本業務終了後、業務報告書(別紙様式2)により、業務内容を発注者に報告すること。

- (7) 受注者は、各点検・整備等は、実習及び農場運営に支障のないように迅速に対応すること。
- (8) 受注者において、業務従事予定者に係る賠償責任保険（対人賠償：1億円以上、対物賠償：1000万円以上）に加入すること。
- (9) 受注者は、事故が発生しないよう万全の対策を講じること。万一、業務中に不測の事故等が生じた場合、直ちに発注者に報告しその指示を受けること。

7 業務区分及び経費等負担区分

発注者及び受注者の業務並びに経費等負担区分は次のとおりとする。

項目	発注者	受注者
業務従事予定者名簿の作成		○
業務依頼書の作成	○	
業務報告書の作成		○
業務完了報告書の作成		○
マイクロバスの運行に係る経費（燃料等）	○	
各種車両の点検・整備に係る経費（材料等）	○	
農業機器の点検・整備及び修理に係る経費（材料等）	○	
その他農場等整備に係る経費（機材等）	○	
業務に必要な施設内の光熱水費	○	
業務従事予定者に係る賠償責任保険の加入		○
その他発注者が負担することが相当と考えられる経費	○	
その他受注者が負担することが相当と考えられる経費		○

8 委託料の支払

- (1) 受注者は、毎月の本業務終了後、翌月10日までに業務完了報告書（別紙様式3）を発注者に提出し、本業務の完了を確認する検査を受ける。
- (2) 受注者は、(1)の検査に合格した後、本業務の1日（午前8時20分から午後4時50分まで）当たりの契約単価（以下「契約単価」という。）に毎月の実績日数を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を発注者に請求する。ただし、1円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- (3) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に、請求に係る毎月の委託料を支払う。
- (4) 発注者が正当な理由なく(3)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数1日につき鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

9 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

10 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

1.1 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(4) (1)から(3)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

1.2 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

1.3 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち会わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

1.4 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

1.5 臨機の措置

受注者は、本業務の実施にあたって必要と認めるときは、発注者の指示を受け、又は協議して、現場の状況に応じた臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断において臨機の措置をとらなければならない。

1.6 責任の制限

双方の責めに帰すことのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

1.7 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

1.8 任意解除

- (1) 発注者は、1.9又は2.0の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、上記(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の1か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、双方協議して定める。

1.9 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のアからウの規定のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

イ 業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

ウ ア及びイの規定に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

- (2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として、契約単価に5.(2)に示す勤務予定日数を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(以下「支払予定総額」という。)の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.0 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次の各規定のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。

イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 本業務の一部の履行が不能である場合又は本業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

エ 前各規定に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が19(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

オ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

キ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として、支払予定総額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

2.1 解除の制限

19(1)及び20(1)ア～エの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、19及び20の規定による契約の解除をすることができない。

2.2 賠償の予定

受注者が20(1)オの規定に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として支払予定総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

2.3 個人情報の保護

受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。

2.4 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、倉吉市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

2.5 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別記

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 乙は、業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、乙は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を

講じなければならない。

- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。
(定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。